



保険・共済契約の重複締結と重大事由解除

AIG損害保険株式会社 弁護士 藤本 和也

本保険法・判例研究会は、隔月に保険法に関する判例研究会を上智大学法学部で開催している。その研究会の成果を、本誌で公表することにより、僅かばかりでも保険法の解釈の発展に資することがその目的である。

したがって本判例評釈は、もっぱら学問的視点からの検討であり、研究会の成果物ではあるが、日本共済協会等の特定の団体や事業者の見解ではない。

上智大学法学部教授・弁護士 甘利 公人

平成28年3月3日東京地方裁判所民事第12部判決
(判例集未掲載)
平成26年(ワ)第33838号 共済金等請求事件
控訴審において和解
文献 2016WLJPCA03038007

1. 本件の争点

本件は、原告Xが、被告Y1に対し共済契約Aに基づく入院共済金80万円並びに共済契約Tに基づく入院共済金80万円及び通院共済金11万4000円の合計171万4000円の支払いを、被告Y2に対し共済契約K1に基づく交通事故入院共済金99万2000円及び交通事故通院共済金33万円並びに共済契約K2に基づく交通事故入院共済金18万6000円の支払いを、被告Y3に対し保険契約C(団体傷害保険)に基づく傷害通院保険金19万8000円の支払を求めた事案である。

本件の争点は、Xの入院の約款該当性、Xの傷害の約款該当性など(争点①・②・④)、および、Y1・Y2による共済契約の解除可能性(争点③)、であった(本判決の入院の必要性に関する判断には疑問を感じるが¹⁾、その妥当性を判決文のみから判断することは困難であるため、本稿では重大事由解除に関する争点③を中心に論ずることとする。)

2. 保険金請求に至る事実の概要(裁判所が認定した事実)

(1) 共済・保険契約締結および本件事故発生

平成19年11月頃²⁾: Xは、Y1との間で、以下の共済契約を締結した。

① 共済契約A・契約発効日:平成19年11月28日、

契約満了日:平成29年11月27日、保障内容:事故入院の場合、日額1万円(1日目から180日分)。なお、共済契約Aについては以下の条項(抜粋)が存在する。

定期生命共済事業規約第34条第3項

第1項の規定によるほか、この会は、当該契約の存続を不相当であると認めた場合には、将来にむかって共済契約を解除することができます。

定期生命共済事業細則第10条

規約〔略〕第34条(共済契約の解除)第3項に定める「存続を不相当であると認めた場合」とは、つぎの各号の場合です。

- (3) 共済契約者または被共済者が、過去に数度にわたり、共済金または保険金を取得していたとき。
- (4) その他、この会の実施する共済事業の目的である、相互扶助によるこの会の会員の組合員の共済を図ることの主旨に照らし、著しく他の被共済者との公平性を欠くと認めたとき。

② 共済契約T・契約発効日:平成19年11月28日、
契約満了日:平成46年11月30日、保障内容:事故入院の場合、日額1万円(1日目から184日分)、
事故通院の場合、日額3000円(事故日から180日以内、1日目から90日分)。なお、共済契約Tについては以下の条項(抜粋)が存在する。

生命共済事業規約第32条第1項

この会は、次の各号のいずれかに該当した場合は、将来にむかって共済契約を解除することができます。

- (3) 他の共済契約または保険契約等との重複により、被共済者にかかる共済金等の合計額が著し

く過大であり、共済制度の目的に反すると認められたとき。

平成19年10月頃³⁾：Xは、Y2との間で、以下の共済契約を締結した。

- ① 共済契約K1・加入のタイプ：医療・大型、契約発効日：平成19年10月23日、保障内容：交通災害入院の場合、日額1万6000円、交通災害通院の場合、日額5000円。なお、共済契約K1については以下の条項（抜粋）が存在する。

個人定期生命共済事業規約第38条第1項

この会は、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、将来に向かって共済契約を解除することができる。

- (4) この共済契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の契約等との重複により、被共済者にかかる共済金等の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき。

- ② 共済契約K2・契約発効日：平成19年10月23日、保障内容：事故入院の場合、日額3000円。なお、共済契約K2については以下の条項（抜粋）が存在する。

終身生命共済事業規約第38条第1項

この会は、共済金の請求および受領または共済掛金の払込免除の請求に際し、共済契約者もしくは共済金受取人が詐欺行為をしたとき、またはその他細則に定める重大事由に該当するときは、将来に向かって共済契約を解除することができる。

終身生命共済事業細則第15条

規約第38条（重大事由による共済契約の解除）第1項にいう「その他細則に定める重大事由に該当するとき」とは、つぎの各号の場合とする。

- (3) 他の共済契約または保険契約との重複によって、被共済者にかかる共済金額等の合計額が著しく過大であって、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき。

平成19年11月1日：Xが、Y3の団体傷害保険（入院日額7200円）、および、J生命保険の入院保険（入院日額1万円）加入。（Xはこの時点でY3のC団体傷害保険に加入し、その後、Y3との本件契約に至るまで継続更新してきたのだと思われるが、判旨からは事実関係が不明である。）

平成20年1月1日：Xが、M生命保険の傷害通院特約（入院日額1万円）加入（ウェストローの判例全文ママ）。

平成20年3月7日：Xが、A医療・損害保険の入院医療保険（入院日額1万円）加入。この時点で、入院1日当たりの保険金及び共済金の合計額は7万6200円となった。

平成25年1月頃：Xは、Y3との間で、C団体傷害保険（保障期間：平成25年1月1日から平成26年1月1日、保障内容：傷害入院の場合、日額7200円。傷害通院の場合、日額3000円）を締結した⁴⁾。

平成25年12月11日：午後9時30分頃、札幌市内路上において、P運転の普通乗用自動車は路外に逸脱し、同自動車に同乗していたXが負傷した（以下「本件事故」という。）。

ア Xは、平成25年12月16日から平成26年2月15日までK病院へ62日間入院し、同月16日から同年3月31日までK病院へ通院（実通院日数12日間）した。Xは、頸椎捻挫、腰椎捻挫、左肩打撲傷と診断された。

Xが症状及び苦痛により入院を希望していたが、K病院の医師は、全身の痛みの訴えが強く自宅での療養が困難と判断し、常に医師の管理下において療養に専念する必要があると考えて入院加療の指示をした。入院中は、頸部固定のための装具を作成したほか、投薬、点滴、リハビリ加療などがされた。

イ Xは、平成26年4月8日から同年4月13日までN病院麻酔科へ通院（実通院日数2日間）し、平成26年4月14日から同年5月8日までN病院へ入院（25日間）した。Xは、頸椎捻挫及び腰椎捻挫と診断されたが、Xは、この際、左上肢のしびれ、痛み、左膝の痛みを訴えており、硬膜外ブロック、腕神経叢ブロック、星状神経節ブロックの施行と薬剤調整がされて症状改善があった。同年5月8日までは、Xの地元の病院であるT医院に紹介となり、ブロック療法等が必要な時にN病院を受診することとなった。XのN病院麻酔科退院時、後遺障害の有無についての判断はされていない。

ウ 平成26年5月12日、XはT医院にて、頸椎捻挫、腰椎捻挫、両肩打撲、左膝打撲、左背部打撲と診断された。経過観察が必要とされ、対症療法が施行されながら経過観察され、同年7月25日に後遺症があるとして治療が中止された（実通院日数54日間）。

(2) 共済金および保険金の支払い

Y 1 は X に対し、平成25年12月16日から同月22日までの K 病院入院分（7 日分）の入院共済金として、共済契約 A に基づき 7 万円を、共済契約 T に基づき 7 万円を支払った。

Y 2 は X に対し、共済契約 K 1 に基づき、平成26年 4 月 8 日から同年 4 月13日までの N 病院通院分（実通院日数 2 日）の交通事故通院共済金として 1 万円、同年 4 月14日から同年 5 月 8 日までの N 病院入院分（25 日間）の交通事故入院共済金として 40 万円を、共済契約 K 2 に基づき、同年 4 月14日から同年 5 月 8 日までの N 病院入院分（25 日間）の事故入院共済金として 7 万 5000 円を支払った。

Y 3 は、K 病院入院分（62 日間）の傷害入院保険金として 44 万 6400 円、N 病院通院分（実通院日数 2 日）の傷害通院保険金として 6000 円、N 病院入院分（25 日間）の傷害入院保険金として 18 万円を支払った。

3. 判旨

(1) 裁判所の結論

裁判所は、X の Y 1 に対する請求については共済契約 A に関する 80 万円及びこれに対する平成27年 1 月22日から支払済みまで年 5 分の割合による金員の支払いの限度で認容し、X の Y 3 に対する請求については全額を認容した。X のその余の請求は棄却した。

（紙幅の関係上、争点①・②・④に関する裁判所の判断は省略する。）

(2) 争点③について

ア 共済契約 A について

「Y 1 は、定期生命共済事業規約 34 条 3 項に基づく解除を主張する。同項は、Y 1 が共済契約の存続を不相当であると認めた場合に、将来に向かって共済契約を解除することができる条項であるが、同条 2 項は、いわゆる告知義務違反の場合であっても解除が共済事故発生の後にされたときに共済金を支払わないと定められているところ、同条 3 項は解除が共済事故発生の後にされたときに共済金を支払わないとの定めを置いていないことに照らすと、同条 3 項に基づく解除がされてもこの解除は将来に向かつてのみ効力を有するものであるから、被告 Y 1

は解除前の共済事故である本件事故については、共済契約 A の解除を理由として共済金の支払を拒むことができないというべきである。したがって、原告につき、定期生命共済事業細則 10 条 3 号及び 4 号の該当性について論ずるまでもなく、Y 1 の主張は認められない。」

イ 共済契約 T について

「X は、平成19年10月17日に Y 1 の共済契約 T（入院日額 1 万円）及び共済契約 A（入院日額 1 万円）、同月23日に Y 2 の共済契約 K 1（入院日額 1 万 6000 円）及び共済契約 K 2（入院日額 3000 円）、同年11月 1 日には Y 3 の C 団体傷害保険（入院日額 7200 円）、J 生命保険の入院保険（入院日額 1 万円）、平成20年 1 月 1 日には M 生命保険の傷害通院特約（入院日額 1 万円）（ウェストローの判例全文ママ）、同年 3 月 7 日には A 医療・損害保険の入院医療保険（入院日額 1 万円）に加入し、入院 1 日当たりの保険金及び共済金の合計額は 7 万 6200 円となっていることが認められる。また、…、疾病入院給付金日額（全生保）において、全体の平均額が 9800 円であり、自営業者の平均額が 1 万 995 円となっていることが認められる。

このように、X の得られる入院日額は自営業者の平均額の約 6.9 倍となっている。そして、共済制度が、組合員間における相互扶助の観点から、不測の事態が生じた組合員が最低限の生活を維持することができる限度に給付額を抑え、比較的低廉な掛金によって保障を提供しようとする制度である（…）ことに照らせば、X の共済契約及び保険契約の加入状況は、他の共済契約又は保険契約等との重複により、X に係る共済金等の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態になっているといわざるを得ない。」

「X の保険加入の動機についての X の供述は、平成19年当時 X の年収が 700 万円程度（…）であったところ、扶養親族もいないのに半年足らずの間に月額 5 万円程度の保険料や共済掛金を負担することになっていることからするとにわか信用しがたい上、入院 1 日当たりの保険金及び共済金の合計額 7 万 6200 円が自営業であることを考慮しても共済制度の目的に反するほどに著しく過大であることは上述したとおり

である。したがって、原告の主張は採用できない。」

「以上によれば、Y1が共済契約Tについては、生命共済事業規約32条1項3号により、共済契約を解除したことが認められるのであるから、同条3項により、解除前に起きた本件事故についての原告の共済金請求は認められない。」

ウ 共済契約K1および共済契約K2について

「Xの共済契約及び保険契約の加入状況が、他の共済契約又は保険契約等との重複により、原告に係る共済金等の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態になっているといわざるを得ない」。

「Y2が、共済契約K1については、個人定期生命共済事業規約38条1項4号に基づき解除したことが認められるのであるから、同条2項により、解除前に起きた本件事故についてのXの共済金請求は認められない。また、Y2が、共済契約K2については、終身生命共済事業規約38条1項、終身生命共済事業細則15条3号に基づき解除したことが認められるのであるから、終身生命共済事業規約38条2項により、解除前に起きた本件事故についてのXの共済金請求は認められない。」

4. 評釈

重大事由解除を認めた結論には賛成の余地があるが⁵⁾、判旨の論理には疑問がある。

(1) 検討の方向性

各契約の重複契約解除条項（以下、「本件各条項」という。）はいずれも保険法施行前の規定であるが、保険者との信頼関係破壊を基礎とした重大事由解除事由に位置づけられ⁶⁾、重大事由解除権に関する理論⁷⁾の枠内にある規定だとされる。この種の条項は、保険法施行後の生損保・共済約款にも導入されたが、いずれも保険法の重大事由解除条項における包括条項（保険法30条3号・57条3号・86条3号）を具体化する趣旨の条項であるとされる⁸⁾。重複契約解除条項は保険法施行前後を問わず重大事由解除の具体化として規定されたのであり、保険法制定後においては、保険法重大事由解除の包括条項の理解を踏まえ、本件各条項の適用に関する本判決の妥当性を検討する必要がある（保険法附則5条参照）。

さて、保険法86条各3号に基づく重大事由解除が認められるためには、「信頼関係破壊」要件および「契約継続の困難性」要件の充足が必要となる。そして、「信頼関係破壊」要件が充足されるためには、「モラル・リスクを招来する高度の蓋然性」の存在が必要となる⁹⁾（「モラル・リスクを招来する高度の蓋然性」の存否は、モラル・リスクを招来する高度の蓋然性に関連する諸事情を総合して判断することになる。）。

(2) 「著しく過大」要件の考え方

ア 本件各条項は、①他の保険契約・共済契約との重複により保険金額・共済金額の合計額が著しく過大になっていること（以下、「著しく過大」要件という。）、および、②共済制度の目的に反する、ないし、反する状態がもたらされるおそれがあること（以下、「制度目的違背」要件という。）という二つの要件から構成されるが、両要件と保険法の重大事由解除規定との関係は明確でない。

この点、「本件条項は、前記のとおり、規範的要件である包括条項の具体化であるので、前記(2)及び前記(3)に該当するか否かは、両要件の個々の該当性を判断するのではなく、最終的には両要件にあたる事実を総合的評価して、契約存続を困難にする程度の信頼関係が破壊された」と評価されるか否かで判断される」（「前記(2)は「著しく過大」要件、「前記(3)は「制度目的違背」要件を意味する。」とする見解が存在する¹⁰⁾。この見解は、「両要件にあたる事実を総合的評価して、契約存続を困難にする程度の信頼関係が破壊された」と評価される」場合に本件各条項の適用を認めるというのであり、「著しく過大」要件は独自の意味を有しないものと位置づけて議論する見解（以下、「否定的見解」という。）。

仮に本判決が否定的見解に依拠して判断したとすれば、両要件に関する評価根拠事実および評価障害事実を詳細に摘示したうえで総合的に評価し、「契約存続を困難にする程度の信頼関係破壊」の存否を判断する過程を判決文に明示する必要があった。しかしながら本判決は、Xの得られる給付金額等の合計額が著しく過大であることを示すのみであり、その他の「契約存

続を困難にする程度の信頼関係破壊」を支える事情を何ら検討していない。少なくとも、被告Y1の主張を十分に検討した上で判断を示す必要があったはずであり、本判決は極めて不十分な検討のもとで結論を示したものと評価すべきことになる。

イ 「重複契約」については、「保険契約が著しく重複しているといういわば数量的な事情だけで重大事由に該当するとするのではなく、保険契約締結に関する諸事情、その後の保険金請求における不正請求を高度に疑わせる諸事情など、全体として不正請求を高度に疑わせる諸事情」の有無が判断されてきた¹¹⁾。そして、「著しく過大」は「いわば数量的な事情」を示す概念と理解されてきた（「著しく過大」は「著しく」と同義と考えて差し支えない。）。では、数量的事情としての「著しく過大」が認められる場合、直ちに「信頼関係破壊」要件が充足されると判断してもよいであろうか。

「著しく過大」に関しては、「保険契約者がごく短期間のうちに著しく重複した保険契約に加入したような場合には、1号や2号には直接あたらないものの、保険契約者側に明らかな信頼関係を破壊する行為が行われており、保険契約関係としてきわめて不自然な状態に陥っているものであるから、保険者に保険契約関係からの解放を認めることが適切であるとして、一般的には3号事由に該当する可能性がある」とする見解がある¹²⁾（以下、「単独充足肯定説」という。）。

これに対し、「ごく短期間に著しく重複したというだけでは、保険契約者との信頼関係を破壊し保険契約の存続を困難とするという要件を満たすことにはならず、その適用範囲は明確ではない」とする見解¹³⁾、「保険契約が著しく重複しているというだけで解除事由として十分かといえば、そうではないということであり、そのような判断のあり方は、保険法の下で保険契約の重複が重大事由に該当するかという問題にも適切」とする見解¹⁴⁾が存在する（以下、「単独充足否定説」という。）。この見解によれば、ごく短期間の著しい重複加入だけでは「信頼関係破壊」が認められず、「不正請求を高度に疑わせる諸事情」を総合したうえで「信頼関係破壊」の有無を判断することになる（なお、「生命保険

契約や傷害疾病定額保険契約においては、他保険契約の重複による保険金額の累積は、保険金詐取等モラル事案の推認となる事実を構成しやすい」とされる¹⁵⁾。）。

いずれの見解も、「著しく過大」要件が独自の意味を有するもの（「著しく過大」要件が単独で直ちに「信頼関係破壊」要件を充足させ得るか否か）と位置づけて議論しており、「否定的見解」とは異なる理解に基づいている。

ウ 「否定的見解」は、「制度目的違背」要件に該当する事実を「不正利用に関連する信頼関係破壊につながるあらゆる事実である」と理解するが¹⁶⁾、これでは「制度目的違背」要件は重大事由解除の包括条項（保険法86条3号）と同義となり、「著しく過大」要件は事実上「制度目的違背」要件の一内容となってしまう、「著しく過大」要件が取って代わられた意義が失われかねない。このような理解は妥当ではないだろう¹⁷⁾。

では、「単独充足肯定説」は妥当であろうか。この見解は「保険契約関係としてきわめて不自然な状態に陥っている」という点を根拠とするが、結論先取りの議論であると思われる。この見解で明らかにすべきは、「保険契約関係としてきわめて不自然な状態に陥っている」が具体的に如何なる状態を指すのか（数量的な事情を示す「著しく過大」という概念において、どのような数量になれば「きわめて不自然」といえるのか）、および、ごく短期間の著しい重複加入が「保険契約関係としてきわめて不自然な状態に陥っている」とする根拠である（「集中加入期間中の加入型」については「集中加入期間中の加入ではない類型」に比して「当初から不正利用目的の蓋然性が高いからである」とする見解もあるが¹⁸⁾、前者の方が不正取得目的の蓋然性が高い根拠を明らかにしておらず、同様に結論先取りの議論であろう。）。

なお、「保険契約関係としてきわめて不自然な状態に陥っている」のか否かの判断に関し、「著しく過大」か否かは「実務上、給付金額等の累積の程度を算出するにあたっては生命保険、損害保険、共済すべてを対象とし、給付金額等が著しく過大であるかは、被保険者の年齢、性別、職業、社会的地位、治療費の水準、社会通念等によって総合的に判断される」とする見

解がある¹⁹⁾。ここでは、「保険契約関係としてきわめて不自然な状態に陥っている」に該当するか否かは「給付金額等の累積の程度」（という「数量的事情」）により判断される。たしかに、「重複契約」の「給付金額等の合計額が著しく過大」である場合、故意の事故招致や保険金詐欺への誘因が高まる面は否定できないのであり、このような考え方は基本的に妥当であろう。しかし、この見解において明らかにされるべきは、「重複契約」の「給付金額等の合計額が著しく過大」であること「のみ」で直ちに「信頼関係破壊」を認めてよいのか否か、という点である。

「著しく過大」であることのみで直ちに「信頼関係破壊」を認めるためには、「著しく過大」＝「モラル・リスクを招来する高度の蓋然性」が存在する場合であることが前提となる。このことは、「著しく過大」である場合にモラル・リスクが発生した事例とそうでない事例を集積することにより、「著しく過大」＝「モラル・リスクを招来する高度の蓋然性」が認められるのであれば、直ちに「信頼関係破壊」要件の充足を認めてもよいと考えている（反社属性のみで「モラル・リスクを招来する高度の蓋然性」を肯定する場合と同様である。）。逆に、「著しく過大」と「モラル・リスクを招来する高度の蓋然性」の関連性が明らかではない（もしくは、そう判断するには機が熟していない）場合には、「著しく過大」に加えて「不正請求を高度に疑わせる諸事情」を総合して「信頼関係破壊」の有無を判断する必要があると考えるところである。現時点では事例の集積による研究が十分ではないと思われるところであり、本件各条項を「著しく過大」要件のみで「信頼関係破壊」要件の充足を認める規定であると理解するのは妥当でなく、「著しく過大」要件に加えて「不正請求を高度に疑わせる諸事情」を検討したうえでの判断でない限り、本件各条項の適用としては妥当ではないということになる。

本判決が単独充足肯定説に立脚して判断を行ったとすれば、判決の論理は妥当性を欠くことになる。一方、本判決が単独充足否定説に立脚して判断を行ったとしても、やはり判決の論理は妥当性を欠くことになる。本判決は、「不正請

求を高度に疑わせる諸事情」の検討が極めて不十分といえるからである。

(3) 「制度目的違背」要件について

ア 「制度目的違背」要件は、重大事由解除において如何なる意味を有するものと理解すべきであろうか。

この点、「制度目的違背」要件につき、「保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある」と評価する事実は「不正利用に関連する信頼関係破壊につながるあらゆる事実である」とする理解がある²⁰⁾。しかし、このような理解では、「信頼関係破壊」の何を具体化（＝限定）するために本要件が設けられたのか不明となる。あらゆる保険契約者等の行為や行為以外の諸事実を評価根拠事実とすれば、「制度目的違背」要件が独立した要件として定立された意義が失われてしまうのであって、このような態度はモラル・リスクに関連する事実を十分に検討することなく「制度目的違背」を強調することにより漫然と「信頼関係破壊」を認めることに繋がる危険を有している。「制度目的違背」を「信頼関係破壊」を判断するための要件として位置づけるのは適切な理解とは言えないだろう。

イ 本判決のいう共済制度の目的によれば、「不測の事態が生じた組合員が最低限の生活を維持することができる限度に給付額を抑え」ることで「比較的低廉な掛金によって保障を提供」することができるので、比較的資力に乏しい組合員も含めた相互扶助が可能となるから、この点は「組合員間における相互扶助の観点」から説明可能といえる。しかし、これでは、共済制度の理解が困難になる。個々の組合員が他の保険や共済に加入したことのみで直ちに掛金が高騰することはない。また、「不測の事態が生じた組合員が最低限の生活を維持することができる限度に給付額を抑え」るのは、あくまでも掛金を比較的低廉にするための手段であり、不測の事態が生じた組合員に最低限の生活の維持を強いるものではないはずだろうから、個々の組合員が他の保険や共済に加入すること自体は妨げられないはずである。「不測の事態が生じた組合員が最低限の生活を維持することができる限

度」は個々の組合員によって様々であり、個々の組合員が自らの置かれた事情に応じて「最低限の生活を維持」すべく複数の保険・共済に加入すること自体は妨げられないはずであろう（不測の事態が生じた場合に最低限の生活を維持するには、共済金額が不十分だと感じた組合員がいたとしても、それ自体は不思議なことではない。）。

おそらく本判決は、「著しく過大な重複契約」を締結している組合員はモラル・リスクを招来する高度の蓋然性を有していると想定したうえで、重複契約者によるモラル・リスクが実現することにより不適切な共済金の支払いが増加し、その結果として掛金が高騰することにより比較的低廉な掛金が維持できなくなる、ことを懸念したのであろう。しかし、この懸念は、「制度目的違背」要件を用いて漫然と判断すべきものではなく、「著しく過大」とモラル・リスク事案の関連性に関する事例の集積により論証すべきものである。

ウ これに対して、「共済制度の目的に反する(状態がもたらされるおそれがある)」者は、共済団体から見ると「共済組合員としての適格性」に欠ける者であり、「制度目的違背」要件はこの点を判断するための要件であると理解すれば、重大事由解除の包括条項における位置づけも容易となる。「制度目的違背」要件は、その者と保険・共済契約を継続することが困難であるか否かを判断するための要件、すなわち「契約継続の困難性」を判断するための要件として理解すべきである。

本判決における「制度目的違背」要件の理解は、妥当ではない。

以上（2017年9月3日脱稿）

1) 本判決は、「第2 被告Y1に対する請求について (2) 争点及びこれに対する当事者の主張」における被告Y1の主張を詳細に検討したうえでXの入通院の必要性を判断すべきであった。

また、本判決は、Xの入通院がXを診察した医師の指示に基づくことを主たる根拠として、保険金・共済金支払事由としてのXの入通院の必要性を認定したようである。しかし、前者の判断と後者の判断は異なり得るはずである。

個別の患者を実際に自分の病院に入通院させるか否かについては、当該患者を診察した個別の医師の判断によるが、保険金・共済金支払事由としての入通院の必要性は、当該患者を診察した個別の医師が把握した事情を踏まえて、それらの事情を現在の医療水準等に照らしたうえで導き出されるものであろう。個別の医師による入通院の必要性判断と現在の医療水準に照らしたうえで導き出された入通院の必要性判断は、本判決と異なる可能性があると思われる。

2) 本判決は「第2 被告Y1に対する請求について 1 事案の概要」において共済契約Aおよび共済契約Tの締結日を「平成19年11月頃」とする一方、同「2 争点に対する判断 (3) 争点ウについて イ 共済契約Tについて」において「平成19年10月17日に被告Y1の共済契約T…及び共済契約A…に加入し」としている。いずれが正確なのか不明である。

3) 本判決は「第3 被告Y2に対する請求について 1 事案の概要」において共済契約K1および共済契約K2の締結日を「平成19年10月頃」とする一方、「第2 被告Y1に対する請求について 2 争点に対する判断 (3) 争点ウについて イ 共済契約Tについて」において「平成19年10月17日に…同月23日に被告Y2の共済契約K1…及び共済契約K2…に加入し」としている。いずれが正確なのか不明である。

4) 保険契約Cに適用される「特定一般団体傷害保険普通保険約款」第11条（重大事由解除）第1項第4号も、他保険契約等との重複に基づく重大事由解除を可能とする条項である（「C団体傷害保険ご加入のしおり」7. 重大事由による保険契約の解除（18頁）にも同様の記載がある。）。Y3は、Xによる多重契約の事実をXの通院の必要性を否定するための事情として、「通常人では到底考えられないほどの多重保険契約者であり、必要以上に通院することによる利益を得られる状況にあった。」などと主張しているが、Y3が重大事由解除を主張しなかった理由は不明である。

5) 事実認定の妥当性評価を伴うため、本判決のみでは十分に検討することができない。

6) 坂本貴生「著しい重複契約による重大事由解除」（保険学雑誌638号）26頁以下参照。

7) 山下友信『保険法』640頁以下参照。

8) 重複契約については、他保険契約の告知・通知義務違反ではなく、重大事由解除の包括条項の該当性につき検討されることになる。この点につき、萩本編著『一問一答保険法』100頁、山下友信「保険法と判例法理への影響」自由と正義60巻1号30頁、坂本・前掲註6）27頁参照。

9) 保険法における重大事由解除は、学説において認められ

てきた特別解約権や生命保険約款の重大事由解除条項をその沿革としており、モラル・リスクをはじめとする保険の健全性を害する不正利用事案に対処するために設けられた規定であり、解除対象となる保険契約で後に不正請求が行われる可能性を念頭に置いて信頼関係破壊を考察するのが多数の見解であると思われる。そうすると、「信頼関係破壊」要件が充足されるためには、保険の不正利用との関係、すなわち、「モラル・リスクを招来する高度の蓋然性」が存在することが必要となる（藤本和也「暴力団排除条項と保険契約」（保険学雑誌621号）98頁参照）。

- 10) 坂本・前掲註6) 33頁参照。この見解によれば、「著しく過大」要件と「制度目的違背」要件は、「信頼関係破壊」要件と「契約継続の困難性」要件のいずれを具体化したものであるのか不明になってしまうと思われる。
- 11) 山下・前掲註8) 31頁参照。
- 12) 萩本・一問一答48頁100頁参照。
- 13) 甘利公人・福田弥夫『ポイントレクチャー保険法』35頁、山下友信＝米山高生編・保険法解説578頁〔甘利公人〕（有斐閣・2010）、論点体系保険法2 生命保険、傷害疾病定額保

險、雑則212頁〔山下典孝〕（第一法規・2014）参照。

- 14) 山下・前掲註8) 31頁参照。
- 15) 山下・永沢編著『論点体系保険法1』282頁〔山下典孝〕参照。
- 16) 坂本・前掲註6) 32頁参照。
- 17) 坂本・前掲註6) 31頁は、「著しく過大」要件が課されているのは、「付保金額合計額が…著しく過大と評価できるのであれば、合理的な理由がない限り、何らかの不正な意図をもって加入しているか、不正請求を行う動機づけになる危険性が高いと考えられるからである」とするが、この見解が示すべきは何故そういえるのかの根拠である。
- 18) 坂本・前掲註6) 33頁参照。
- 19) この点につき、嶋寺基「新保険法の下における保険者の解除権」石川正先生古稀記念・経済社会と法の役割835頁は、「日額5万円程度まで至ると、一定規模の個人事業の経営者が事業リスクのために加入する等の特殊な事情がない限り、その必要性を合理的に説明することは極めて困難」だとする。
- 20) 坂本・前掲註6) 32頁参照。

＜最近掲載の「保険法・判例研究」のご案内＞

- 保険法施行後、普通傷害保険契約の約款に基づき死亡保険金の支払いを請求する場合における偶然性の主張立証責任（2018年3月）
- 精神障害中の自殺（2018年1月）
- 復活時の告知義務違反解除と保険媒介者の告知妨害・不告知教唆（2017年12月）
- 火災保険契約における被保険者等の故意に関する事実認定（2017年11月）
- 傷害保険における入浴中急死への対応—疾病免責の適用可否—（2017年10月）
- 車両の損傷事案において保険金請求者が立証すべき外形的事実（2017年9月）
- 弁護士賠償責任保険における保険者の裁量権と「支出した」の意義（2017年8月）
- 生保型災害関係特約において吐物誤嚥を外来の事故と認めた事例（2017年7月）

* 過去掲載の「保険法・判例研究」は、日本共済協会ホームページに掲載されています。

(<http://www.jcia.or.jp/publication/monthly/law.html>)